

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一六、八〇〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

第二千百九十九号

平成二十四年

一月三十日

月曜日

二十七年山梨県条例第十一号 第三条の規定により、告示する。  
平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

一 調査の名称  
山梨県県民保健医療意識調査

二 調査の目的  
県民の健康状態、健康意識、保健医療に関する受療実態及び意識等を把握し、山梨県地域保健医療計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

三 報告を求める事項  
1 健康状態及び病気に対する意識に関する事項  
2 健康診断の受診に関する事項  
3 行政機関による保健衛生サービスへの要望に関する事項  
4 「かかりつけ医」に関する事項  
5 不足と感じている診療科に関する事項  
6 医療機関を選ぶ方法に関する事項  
7 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項  
8 うつ病等への対策に関する事項  
9 救急医療に関する事項  
10 在宅医療及び終末期の緩和ケアに関する事項  
11 医療相談に関する事項  
12 歯科診療への要望に関する事項  
13 医療機関についての情報に関する事項  
14 医療施策全体への要望に関する事項  
15 薬器移植に対する意識に関する事項  
16 性別、年齢、健康保険の種類、同居家族及び居住市町村に関する事項  
17 基準となる期日  
18 平成二十四年一月一日を調査基準日とする。

- 四 公告  
1 告示  
○山梨県県民保健医療意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十三年公報第三十三号)による。  
2 調査対象  
○県内市町村の住民基本台帳等から無作為に抽出した二十歳以上の者(四千五百人)  
3 報告を求めるために用いる方法  
○自記式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。  
4 調査地域  
○山梨県全域  
五 基準となる期日  
六 平成二十四年一月一日を調査基準日とする。  
七 報告を求める期間  
○公表測量の終了
- 八 公告  
九 告示  
十 山梨県公報第三十三号  
十一 山梨県県民保健医療意識調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十三年公報第三十三号)

平成二十四年一月一日から平成二十四年一月十五日までを調査期間とする。

山梨県告示第三十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。

平成二十四年一月三十日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定する区域 別図のとおり
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 指定する区域において講すべき指示措置 地下水の水質の測定

別図

